

横浜市資事指令第5034号
令和7年9月24日

許可番号 第05620000807号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県横浜市都筑区早渕三丁目32番11

氏 名 株式会社 加瀬興業
代表取締役 若松 敏彦 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

横 浜 市 長 山 中 竹 春

許 可 の 年 月 日

令和3年4月1日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和8年3月31日



1. 事業の範囲

中間処理

（1）破碎：汚泥（廃アルカリ乾電池、廃マンガン乾電池に限る）、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む） 以上8種類

（2）圧縮：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市鶴見区獅子ヶ谷2丁目545番 外1筆

処理施設の概要

（1） 圧縮施設 1基（1,598.4t/日）

設置年月日：令和3年3月2日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類

（2） 破碎1施設 1基（4.96t/日）

設置年月日：令和5年4月14日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上4種類

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市都筑区池辺町3256番の一部

処理施設の概要

（1） 破碎3施設 1基（3.31t/日）

設置年月日：令和6年7月16日

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

産業廃棄物の種類：汚泥（廃アルカリ乾電池、廃マンガン乾電池に限る）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上8種類

(2) 破砕4施設 1基 (17.06 t/日)

設置年月日：令和 6 年 7 月 16 日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む） 以上3種類

3. 許可の条件

(1) 神奈川県横浜市鶴見区獅子ヶ谷2丁目545番 外1筆における中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は180.15m³以内とする。

(2) 神奈川県横浜市都筑区池辺町3256番の一部における中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は95.90m³以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 3 年 4 月 1 日 新規許可

令和 5 年 5 月 1 日 変更許可

令和 6 年 4 月 1 日 変更許可

令和 6 年 8 月 1 日 変更許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無